

昭和村建設委員会 部会一覧(案)

色有り・・・リーダー

番号	部 会	検討内容(これから)	基本構想・計画時(1年後)	校舎完成時(4年後)	メンバー候補	合計	G1	G2	G3	G4	人数 事務局
1	運営方針	○新しい統合小中学校における運営方針の作成		○運営方針の決定	○教育長	8名					9
		・小学校と中学校の連携	・連携の方向性		G2-校4名						
		・教育行政方針	・方針の概要		G3-1名						
		・地域との連携	・連携の方向性		G4-2名						
2	付帯施設	○校庭 大きさ・小中別/一緒	○校庭の考え方の決定	○校庭完成	○教育委員	8名					9
		○体育館 大きさ 小中別/一緒	○体育館の考え方の決定	○体育館完成	G2-校1名						
		○プール 設置有無・大きさ・小中別/一緒	○プールの考え方の決定	○プール完成	G3-1名						
					G4-2名						
3	制服など	○制服 着用・変更時期・LGBTQ・既成品	・どのような方法で作るかを確定	・2年前か開校時に決定	○教育委員	8名					8
		○体操服 着用・変更時期・既製品	・どのような方法で作るかを確定	・2年前か開校時に決定	G2-1名						
		○校章・校歌 作成方法	・どのような方法で作るかを確定	○校章・校歌の決定	G3-1名						
					G4-3名						
4	地域連携	○地域連携スペースを校舎に確保するか		地域連携の決定	○教育長	8名					8
		・どのような地域連携にしていくのか	・地域連携スペースの確定		G2-校1名						
			・連携していく内容の検討		G3-1名						
					G4-3名						
5	施設連携	○給食センターを併設するか	○併設施設の決定	○運用ルール決定	○副村長	8名					10
		○保育園を併設するか	・施設運用ルールの検討		G2-1名						
		○学童保育を併設するか			G3-1名						
					G4-5名(保3舎)						
6	施設方針	○教室の大きさ	○施設方針の決定	○運用ルール決定	○教育委員	8名					9
		○廊下の利用方法	・運用ルールの検討		G2-1名						
		○特別教室の設置・個数			G3-1名						
		○その他の必要施設			G4-3名						
7	通学	○遠距離通学の方法	○遠距離通学方法の決定	○遠距離通学の運用の決定	○教育委員	8名					8
		○遠距離の距離	○遠距離通学距離範囲の決定		G2-1名						
		○費用負担	・運用の検討		G3-1名						
					G4-3名						
	廃校利用		○廃校利用方法の検討	○廃校利用方法の決定							

※部会参加は、村長除く28名とします。一人2部会以上の参加をお願いします。(28名×2部会=56、7部会×8名=56)

※ G1(2名)・・・副村長・総務課長 G2(9名)・・・教育長・教育委員4名・校長4名 G3(6名)・・・議員6名 G4(11名)・・・東小2名・南小2名・大小2名・昭中2名・保3名)

部会の進め方について

①招集方法について

- 事務局とリーダーで候補日の選定
- 事務局よりメンバーに電話連絡(LINE)で開催日の打診
- 事務局が日程調整で開催日決定。電話連絡(LINE)

②部会の開催について

- 会場は公民館を原則とする
- 開催時間については部会に委任
- リーダーを中心に議論
- 資料作成は事務局
- 委員以外の部会人員の選定は部会で決定
- 事務局は報告書をまとめる(簡易記録 議事録ではない)

③案件の決定

- 委託案件について部会で原案を作成
- 建設委員会にて、部会案を説明
- 建設委員会にて、部会案を承認か、修正か、差し戻しを決定

④案件の優先順序

- 部会での審議内容についての確認
- 基本設計・基本計画に盛り込む必要があるものを最優先とする
- 決定または実行までに時間がかかるものを優先とする

⑤部会案の作成期限

- 基本設計・基本計画に反映が必要なものは11月中に原案作成
- 建設委員会より案が差し戻された場合は1ヶ月以内に修正案を作成
- 作成期限についても部会で検討

委員会の情報の公開方法について

みなさんに議論いただく学校の建設については、影響を受ける住民も多く、また村の重大な施策(方針)でもあり、村民の関心も高いため、建設に向けた進行状況について、必要に応じて情報を公開し、村民の理解を得たいと考えます。

◎公開方法

- ①昭和村ホームページに掲載
- ②昭和広報に掲載
- ③議会に説明
- ④地区・学校説明会の開催

①昭和村ホームページに掲載(1週間以内)

- 次第の掲載
- 簡易議事録の掲載
- 会議資料の掲載

※委員会の進行に支障がある部分について黒塗りや〇〇に変更する。

②昭和広報に掲載

- 会議毎ではなく、進展した際に記事として掲載

③議会に説明

- 決定内容の進行具合により、委員長が必要とした場合に報告
- (議員さんは地区住民から説明を求められる機会が多いため、村民への情報通達において議会への説明は有効な公開方法となる。)

④地区説明会

- 決定内容の進行具合により、委員長が必要とした場合に報告